

甲賀市民スタジアムスコアボード改修工事（設計・施工）公募型プロポーザル 特記仕様書

I. 工事概要

1. 工事名称 令和5年度 第150号
甲賀市民スタジアムスコアボード改修工事（設計・施工）
2. 工事場所 甲賀市水口町北内貴 地内
3. 工事目的 第79回国民スポーツ大会にむけてスコアボードの改修を行い、今後の市民大会等においてもプレーおよび試合観戦をより楽しめるものにする。
4. 工事概要 既存のバックスクリーンを利用しフルカラーLED映像方式によるスコアボードへ改修するもの。
実施設計、既設スコアボードの撤去・処分、スコアボード及び付属機器新設、電気設備工事等、必要な事項について受注者の責において行うもの。
5. 契約工期 契約締結後5日以内 から 令和7年3月19日

II. 適用基準および順位

1. 本工事は、工事請負契約書および同約款を遵守し、下記設計図書等に基づき完全に施工するものとする。
 - ① 本仕様書
 - ② 「国土交通省大臣官房庁営繕部監修」
公共建築工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）（最新版）
公共建築改修工事標準仕様書（建築・電気・機械設備工事編）（最新版）
建築・電気・機械設備工事監理指針（最新版）
2. 参考図書 既存設備図面
3. その他関係法令に基づき完全に施工すること。

III. 工事内容

1. 実施設計

以下の内容について、施工前に監督職員に提出し承諾を得ること。

(1) 設計検討

- ①事前調査の実施
 - ア. 既存設備の調査
- ②業務計画
 - ア. 設計業務計画書の作成

イ. 工程表の作成

③意匠設計

ア. 平面、断面、立面設計

イ. 詳細設計

ウ. 使用材料及び仕様の検討

④構造設計及び構造方式の検討

ア. 応力解析

イ. 構造設計

⑤電気設備設計

ア. 既設放送室の設備改修設計

イ. 各種設備設計（受変電設備、幹線設備、通信設備、換気設備等）

ウ. 使用機器及び仕様の検討

エ. 各種計算書の作成（電路計算書、変圧器容量計算書、力率改善用コンデンサ容量計算書、換気計算書等）

⑥塗装・防水・その他工事設計

ア. バックスクリーンの外壁及び外部鉄部（扉、手摺等）の塗装改修を行うこと。

下地処理とさび除去のうえ、耐候性塗装及びシール打替えとする。

イ. スタジアム銘板は復元すること。

(2) 工事内訳明細書等

工事内訳書および各種工事数量計算書、設計計算書作成

本工事は社会資本整備総合交付金を活用するため、交付金申請等に関わる支援を行うこと。

(3) 各種手続き

関係機関等と調整し、必要に応じて申請のための書類作成及び申請を行うこと。また、申請等に伴う費用は、工事費に含まれるものとする。

2. 工事

承諾を得た実施設計に基づき施工を行うこと。

3. スコアボード仕様

(1) 表示内容

以下の項目がすべて表示できること。また、①～③は表示パネルに同時に表示できるものとする。

①得点（チーム名、1～10回、計、H数、E数）

②選手名（チーム名、打順、打者名、ポジション、1チーム10名）

③審判名（審判名、ポジション、4名以上）

- ④球速（スピードガン計測値）
- ⑤投球数
- ⑥その他（守備位置、打者打撃成績、動画、静止画、流し文字等）
- ⑦BSO、HEF c（表示パネル外に設置）
- ⑧塔時計（表示パネル外に設置）

（2）表示方式

- ①既設のスコアボード幅20.0m、高さ7.0mに塔時計および、BSO、HEF cを除いた部分にフルカラーLEDパネル1画面で（1）①～⑥の内容を表示できること。
- ②表示パネルの形状、規模は各社の機器性能および表示方式によって提案すること。
- ③表示の表現パターンは各社の機器性能や表示プログラムに応じた方式や表現で提案すること。

（3）表示パネルの仕様

- ①発光方式：フルカラー高輝度発光ダイオード
- ②絵素ピッチ：32mm以下
- ③輝度半減時間：50,000時間以上
- ④輝度：5,000cd/m²以上（白表示、初期値）
- ⑤視認距離：150m以上
- ⑥視認角度：水平±60°以上、垂直+20° - 30°以上（正面輝度の半減角度）

（4）その他仕様

- ①塔時計：φ2000mm以上、自動時刻修正機能付き
- ②BSO・HEF c：外径310mm、LED信号灯

4. その他

- ①BSO・HEF c表示については、LEDパネル表示部とは独立して設置し、判定表示のみでの使用ができるものとする。
- ②サブスコアボードについては、BSO、HEF c表示が可能なものに改修すること。
- ③表示パネル、各配線機能、放送機器等に落雷対策をすること。また、欠損している避雷針の修繕をすること。
- ④モーターサイレンについては、既設の設備と同等以上の機能を有するものに改修。
- ⑤スピードガンの設置
スピードガンまたはトラッキングシステムを設置すること。
- ⑥電気設備については、既設電気設備を改修のうえ、運用上支障のないものとする。

IV. 施工条件

1. 工事写真

- ①撮影方法は国土交通省大臣官房営繕部監修「工事写真の撮り方」を参考に、工程毎にまた、場所毎に施工前・施工中・施工後を同アングルで撮影すること。
- ②監督職員が特に撮影するように指示するものは、同様に撮影すること。
- ③写真はすべて工事写真帳（A4版）に整理して提出すること。

2. 竣工写真

- ①竣工写真として着工前、竣工後の写真を監督職員の指示するアングルで撮影し、工事写真帳に整理して提出すること。

3. 産業廃棄物の処理

- ①「産業廃棄物処理に関する法律」、「建設リサイクル法」等に従い、マニフェストにより適正に処理を行うこと。

4. 施工可能時間

- ①作業時間は原則として8：30～17：00とし、施設の運営支障をきたさないよう調整すること。
- ②作業期間は令和6年11月18日以降に行うこととする。
- ③施設が供用中であることを踏まえ、規制期間が極力短期間となるよう努めること。

5. 工事ヤード等

- ①敷地内の他施設の利用に支障のない場所を監督職員および施設管理者と協議のうえ決定すること。
- ②施工については別図に示す範囲内で施工を行うこと。

6. 提出書類等

甲賀市工事提出書類一覧に従い提出すること。また、竣工図、機器完成図、各種試験結果報告書、取扱説明書等をデータ（pdf、bfoもしくはdwg）と製本各2部（A1、A4サイズ）提出すること。

7. 予備品・付属品

- ①表示パネル：交換単位で実装数に対して1%以上
- ②予備基盤：スクリーンに実装する各種基盤1枚以上
- ③メンテナンス治具1式
- ④予備品収納箱1式

8. 承諾期間

- ①施工図、施工計画書、工事材料使用承諾書および産廃契約書（写し）については、受付後1週間を標準とする。
- ②書類提出の遅れおよび訂正等で承諾に日数がかかることがあっても工期の延長は行わない。

9. 検査・施工立会

- ①検査及び立会の申請は1週間前を目安とし、日程の調整を行う。

10. 監督職員による仮検査

- ①検査員による竣工検査前に監督職員による仮検査を行う。
- ②仮検査の結果、手直し指示等がある場合はこれを行い、結果を報告すること。これらは工期内に行うこと。

11. 工事中の損傷等

- ①既存施設との取り合いのある工事においては、設計、施工に際し既設内容、取り合いをよく調査し、既存施設の機能を低下させてはならない。なお、施工中に既存施設等に損傷を与えた場合は受注者の負担により、速やかに修復すること。

12. 保険等

- ①受注者は工事の内容に応じた火災保険、建設工事保険等を工事目的物に付するものとする。

13. 関係機関への手続き等

- ①本工事における関係機関への申請・許可等の手続きは、受注者がすべて行うこと。その費用は工事費に含むものとする。

14. 工事中の仮設

- ①工事中の電気は既存設備が使用できるものとする。電力料金は有償とする。
- ②工事中の水は既存施設が使用できるものとする。水道料金は有償とする。
- ③工事中の電気及び工事中の水は施設管理者の承諾を得た上で使用すること。

V. 特記事項

1. 本仕様書に記載する機器の構成・機能・性能は最低仕様とし、同等以上の機能を有すること。耐震、防水、避雷対策を十分配慮すること。
2. 導入する機器は新品（国内工場検査確認機器）とする。
3. 改修することにより積載荷重の増加、既存構造体の欠損がある場合は、予め既存躯体への影響を十分検討し、安全性を確認すること。支障が生じる場合は補強、改修等の適切な処置を行うこと。
4. 既設システムの撤去機器、本工事の機器設置にて発生する産業廃棄物は、すべて受注者の責任において適切に運搬・処分すること。
5. 引渡し時において、操作マニュアルを作成のうえ、十分な操作説明会を行うこと。
6. 本工事の施工にあたっては、他工事との協議・調整が必要な場合には、協議・調整を十分に行い、工事の円滑な進捗を図ること。
7. 図面に示す寸法については、概略を示すものであり、見積り・設計にあたっては事前に現地を十分確認すること。
8. 仮設材・資材等の搬入及び施工については、施設利用者、通行人及び通行車両の安全に十分配慮するとともに、必要に応じて交通誘導警備員を配置すること。
9. 地中配線・配管等により掘削等を行った場合は、既存の仕上げに復旧すること。

10. 本仕様書及び図面等に明記がなくても、本工事の目的・機能等に照らし当然に必要なことは受注者の負担と責任において対応すること。
11. その他、疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議のうえ決定するものとする。